



赤い羽根  
福祉基金

# 中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」

## 平成31年度 助成応募要項

### 1. 趣 旨

赤い羽根福祉基金は、地域で取り組むべき課題を明らかにしながら、全国的な波及効果を望めるような広域的な視点もあわせもった、先駆的、モデル的な取り組みに対し助成を行っています。

助成を通じて、既存の制度やサービスでは対応できない、さまざまな社会課題を解決するため、課題を共有できる多様な機関と連携し、解決に向けたしくみづくりを全国に広げ、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

このたび本基金では、全国で共通する生活課題や福祉課題の解決に向けて取り組む事業に対して、平成31年度助成募集をいたします。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 中央共同募金会

### 3. 助成対象団体等

社会福祉・地域福祉の推進を目的とする団体で、法人格の有無は問いません。

ただし、営利事業を目的とする団体は対象外となります。なお、応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていることが必要です。

## 4. 助成対象事業・活動及び募集部門について

### 助成基本方針

現在、さまざまな生活課題を抱え、支援を必要としている人々が増加しています。社会的孤立や生活困窮の状態にある人々への支援、認知症高齢者や障がい児・者への生活支援、児童虐待防止などは喫緊の課題であり、公的制度やサービスの充実とともに、住民による支え合いをはじめ、ボランティア・NPO団体等による多様な事業や、地域のさまざまな団体間によるプラットフォームを形成し、連携した活動が期待されています。

本基金は、既存の制度・施策では対応できない全国に共通する生活課題や福祉課題を取り上げ、多機関と連携・協働しながら必要な活動や人材、ネットワークなどの社会資源を創り出すことをめざしています。また、内容が先駆的、モデル的で、今後全国または広域的な広がりが期待できるものを対象としています。

最大3年間の助成を可能としていますが、単年度ごとの事業の進捗状況や目標達成を基に、継続助成を判断しています。

### 助成対象事業活動及び募集部門について

次の助成対象事業・活動に対して、部門を設けて助成を行います。応募書に該当する事業・活動及び部門を記載してください。

制度対象外のニーズや、将来にむけて今取り組むべき課題への対応、新たな社会資源の創出、ニーズに即した分野を超えたもの、全国的・広域的な広がりが期待されるもの、複数の団体・関係機関と連携、協働する、次のⅠ～Ⅲの事業・活動に対して助成を行います。

- Ⅰ. 支援事業・活動
- Ⅱ. 活動の基盤づくり、ネットワークづくり
- Ⅲ. 調査・研究事業

上記Ⅰ～Ⅲに該当する事業・活動について、次の部門を設けて募集を行います。

- 1. 子ども家庭支援部門
- 2. 高齢者支援部門
- 3. 障がい児・者支援部門
- 4. 災害関連部門
- 5. 地域福祉部門

本基金では、これまで下記のような事業に対して助成を行っています。応募の際の参考としてください（あくまで参考例です。例示にとられる必要はありません）

## 1 子ども家庭支援部門

- ◎夜の街をさまよう10代の女子のための「夜カフェ」を通じた相談活動
- ◎子どもの貧困への理解を広げつつ、市民による主体的な学習会の開催を促進する活動
- ◎「こども食堂」の活動を全国に広げ、推進する取り組み

## 2 高齢者支援部門

- ◎農園づくりを通じた、シニア世代の社会参加と健康づくり活動

## 3 障がい児・者支援部門

- ◎摂食障害者のピアサポートグループによる支え合いを支援するネットワーク形成事業
- ◎精神障害者が地域で自立生活を継続するための支援方法の実践研究活動

## 4 災害関連部門

- ◎常時医療等を必要とする者が、災害時も継続してケアを受けることができるよう地域に連携体制を整備する活動
- ※具体的な個別の災害支援・復旧は含みません。

## 5 地域福祉部門

- ◎住宅の賃借が困難な障がい者等のため、居住支援とその後の見守りを確保する活動
- ◎困難を抱える外国人にも適切に支援できるよう福祉関係者のスキル向上を図る事業
- ◎多職種が連携しつつ住民と協働した地域共同ケア拠点を設置する活動

（参考テーマ）※あくまでも参考です

- 当事者組織の全国ネットワーク構築事業
- 若年層の社会的孤立を防ぐ支援のしくみづくり
- 触法少年・障害者に対する支援、ネットワークづくり

※従来にない発想や視点、ニーズに立った事業のご応募に期待します。

※社会的に認知・理解が進んでいないテーマに関する事業も歓迎します。

※助成が決定した事業のなかから、特定の企業・団体による寄付を財源とする助成事業として支援を行う場合があります。ただし、特定企業・団体からの支援については、助成決定団体の意向を確認の上で実施いたしますので、応募書に意向を記入ください。

※これまでの「助成事業一覧」（応募状況）を、下記本会ホームページ（赤い羽根福祉基金のページ）でご紹介しておりますので、ご参照ください。

[ <http://www.akaihane.or.jp/kikin/> ]

## 助成対象外となるもの

### ○本応募要項の応募趣旨にあわないもの

例) 他機関との連携や協働が行われる活動ではないもの。

従来からある活動で先駆性がみられないもの。

課題設定が地域限定であるもの。

行政等の公的財源が見込まれるもの

### ○経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの

例) 拠点整備における設備購入や修繕が主な費用となっているもの。

車両購入など組織・団体の活動維持費用となっているもの。

## 5. 助成事業の対象期間

同一事業への助成実施期間は単年度から最大3か年（2019年4月～2022年3月）とします。

## 6. 1 団体あたりの助成額

### (1) 平成31年度の年間助成上限額

I～Ⅲの事業・活動に共通して 年間助成上限額 1,000万円

○平成31年度採択の場合でも、3年間の助成を内定するものではありません。3年間の目標設定のなかで、1年度ごとに目標の達成度を確認し、継続助成の可否を審査委員会で判断します。

○助成事業は公的な補助や他の団体による助成を受けていない経費を対象とします。ただし、他から助成を受けていても、経費の明確な区分が行われることを条件に、応募を可能とします。その場合、本基金助成により、実施できた内容、成果報告について発信できることが求められます。

### (2) 助成決定

助成決定は、本会が設置する「赤い羽根福祉基金・審査委員会」により、応募団体のこれまでの事業実績、今回の応募における事業内容・予算、また事業実施による効果等を審査のうえ行います。

必要に応じ本会でのヒアリングを行い、詳細を直接お聞きすることがあります。

審査の結果、応募金額からの減額があります。また、支出計画の修正が必要となる場合があります。

## 7. 助成対象経費

基本的に事業に要する経費を対象とします（事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能です）。

## 8. 応募方法・結果通知

### （1）応募期間・応募方法

平成30年12月21日（金）から平成31年1月21日（月）まで（本会必着）

### （2）提出書類

新規応募にあたっては、下記提出書類を送付してください。

なお、新規設立団体等については、P8以降のQ&Aリストを参照ください。

提出書類	送付方法
助成応募書（必ずWordデータでお送りください）	Eメールのみ
規約、会則、定款	メール・郵送
平成29年度事業報告書	メール・郵送
平成29年度決算資料 （活動計算書/損益計算書もしくは収支計算書）	メール・郵送
平成30年度事業計画書 （ない場合は平成29年度）	メール・郵送
平成30年度の収支予算書 （ない場合は平成29年度）	メール・郵送
直近役員名簿	メール・郵送
応募関連分野における活動実績、研究成果等にかかわる資料	メール・郵送

※継続2年目以降の応募については、基金事務局より応募書様式を別途ご案内いたします。

### （3）結果通知

助成の可否・助成額は、本会が設置する「赤い羽根福祉基金・審査委員会」による審査の上決定します。結果は中央共同募金会ホームページで、平成31年3月下旬（予定）に公表の上、郵送にてお知らせします。

## 9. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成金を実施しています。本基金に応募いただいた内容については、各都道府県共同募金会へ情報提供させていただきます。

## 10. 助成決定後のお願い

### (1) 覚書の取り交わしについて

助成決定後、中央共同募金会と「覚書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。

### (2) 報告会への出席

助成決定した団体については、下記の報告会等への出席をお願いいたします。

なお、出席に伴う旅費（団体所在地から会場までの1名分交通費・全国ミーティングに限り1泊分の宿泊費）、は、本助成の積算に加えてください。

行事名称	時期・開催地	新規決定団体	継続助成団体
助成授与式・事務説明会	平成31年4月下旬・東京(同日開催)	参加必須	参加不要
赤い羽根全国ミーティング	2019年 5月30日～31日・山口県 ※赤い羽根共同募金の担当者が全国から参加するミーティングです。 ※本基金に関する分科会を設けます。	希望団体のみ	参加必須
赤い羽根福祉基金シンポジウム(仮)	2019年9月・東京(予定)	参加必須	参加必須

### (3) 成果の発信

本助成の原資である「赤い羽根福祉基金」は、企業・市民からお寄せいただいた寄付により醸成されており、本会は寄付者に助成事業等の進捗・結果を随時報告することが求められます。

そのため、助成決定後は、団体として積極的に本助成による成果を発信していただくとともに、本会ホームページ、機関誌等への活動内容紹介にご協力いただくことが条件になります。また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、「赤い羽根福祉基金」の助成事業であることを表示ください（様式は助成決定の際ご案内します）。

#### (4) 中間報告の提出

年度ごとの中間報告を、本会が定める期限までに行っていただきます。

#### (5) 事業報告、決算報告の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、決算報告を提出ください。報告様式、及び証憑等の保管方法については別途ご案内します。

#### (6) 実施評価への協力

事業内容により、助成事業に関する評価の実施、および(2)の報告会等にご出席いただくことがありますので、予めお含みください。

### 1.1. 応募書類提出先

●応募書提出の際は件名に必ず**団体名**を入れてください。

(例)「**団体名**-H31 年度福祉基金応募書類提出」

応募書類送付専用Eメール [kikin-oubo@c.akaihane.or.jp](mailto:kikin-oubo@c.akaihane.or.jp)

(郵送の場合) ※応募書はEメールのみ受付です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 5階  
社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部  
赤い羽根福祉基金担当宛

#### <お問い合わせ先>

●お問い合わせの前に必ず、P8 以降の Q&A をご覧ください。

お問い合わせ用Eメール [kikin@c.akaihane.or.jp](mailto:kikin@c.akaihane.or.jp)

電話 03-3581-3846 (赤い羽根福祉基金担当)

#### <赤い羽根福祉基金とは>

中央共同募金会では、共同募金運動 70 年の節目である平成 28 年度に、企業や団体、社会貢献意識の高まりを受け、「広く」「長く」「強く」支援をつないでいくくみとして創設しました。赤い羽根福祉基金では、公的制度やサービスでは対応できない分野における、社会課題解決のための活動を応援します。

#### 中央共同募金会ホームページ「赤い羽根福祉基金」

◆過去の応募状況や助成決定団体の活動報告をご覧ください。

<https://www.akaihane.or.jp/kikin/>

## 赤い羽根福祉基金 応募にあたって Q&A リスト

### (応募資格に関する質問)

No.	質問内容	回答
1	任意団体でも応募可能か。	営利事業を目的とする団体でなければ、法人格の有無なく応募できます。
2	株式会社は応募できるか。	営利事業を目的とする団体からは応募受付はしていません。株式会社内での非営利部門の場合も同様です。

### (提出書類に関する質問)

No.	質問内容	回答
3	設立が今年度のため、決算資料等がない。新規の団体でも応募できるか。	応募できます。 応募書類提出の際は、事業報告・決算書以外を送付ください。提出書類チェックシートの備考欄にその旨が分かるように記載ください。
4	任意団体から新たにNPO法人格を取得したが、事業報告書、決算書等はどうか。	任意団体時の事業報告書、決算書等を提出ください。また、応募時点で可能な範囲で法人格取得後の資料をご提出ください。 提出書類チェックシートの備考欄にその旨が分かるように記載ください。
5	応募書の他に参考資料を送付してもよいか。	基本的には応募書による書面審査のみとなります。 参考資料を送付いただいた場合も返却はいたしませんので、ご了承ください。 また、調査・研究事業の応募の場合は、過去の研究業績等の資料が必須となります。
6	研究成果の事業は郵送とメール、どちらがよいか。	基本的にはPDFデータ等でお送りください。 データ容量が5MBを超える場合は、ファイル転送サービスにてお送りいただくか、USBデータ等を郵送ください。 なお、分厚い冊子となっている場合は郵送いただいても結構です。

### (応募書の書き方について)

No.	質問内容	回答
7	事業・活動の項目がI, II, IIIで重なる領域の活動を応募したいが、どれを選択すればよいか。	応募者ご自身で助成事業全体に合う項目を1つのみお選びください。 選択項目が審査に影響することはありません。 なお、審査委員会の判断により、助成決定後、項目を変更させていただく場合があります。
8	応募書の費目の書き方について	費目名については、特に設定していません。一般的に分かるような費目名で記載ください。
9	通常事業の連携先がいくつもある場合、1つでも大丈夫か。	通常事業の連携先については、参考までお尋ねしている項目ですので、1つのみでも問題ありません。また、未記載の場合もあります。 なお、本基金の審査においては、応募事業における連携先を重要視します。



No.	質問内容	回答
10	連携先の記入は無くても良いか。	本基金の審査においては、応募事業における連携先を重要視しています。
11	応募書を記入していくと、ページ数が増え体裁が変化するが、問題ないか。ページ数の上限はあるか。	必要事項が読み取れれば、問題ありません。 ページ数の上限は設けていませんが、規定の文字数内で収まるように作成ください。 なお、PCの操作法に関するお問い合わせはご遠慮ください。

(応募内容について)

No.	質問内容	回答
12	就労支援事業や認知症サロンをやっているが、その活動費用は対象になるか。	既存の法制度の枠組みでの事業や全国域で展開されている活動は対象外となります。 本基金は全国域での活動もしくは全国モデルになり得る事業、テーマに対し助成を実施するものです。
13	具体的に“連携”“先駆的”とはどういうことか。	<連携について> さまざまな団体、組織と情報や社会資源の共有をはかり、協力を得ながら、事業を展開することを想定しています。 <先駆性について> 制度化されていない事業、従来にない発想や視点・ニーズに立った事業を想定しています。また、社会的に認知・理解が進んでいないテーマに関する事業も含まれます。

(その他)

No.	質問内容	回答
14	応募書を一度送って、アドバイスを受けることは可能か。	審査の公平性の観点から、応募書内容の相談は受け付けておりません。
15	応募締切日の締切時間はあるか。	メールについては、締切日の日付で基金事務局にて受信できるものに限って受け付けます。 また、郵送でお送りいただいたものについては、締切日の18時に基金事務局に到着しているものに限ります。
16	提出書類を持参してもよいか。	持参による応募は遠方の団体が不利となるため、受け付けられません。 送付物がある際は、必ず郵送にてお送りください。
17	複数年度の助成応募が決定した場合、活動期間を通じての助成が決定したという理解でよいか。	複数年度で決定した場合、初年度は査定の上、助成額を決定します。 次年度以降は、中間報告等で事業進捗状況および成果をみたうえで、年度ごとにあらためて審査を行い、その都度助成の可否、金額を決定します。